

随意契約締結状況

(令和4年6月)

No.	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当 部課の名称 及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	無停電電源装置メンテナンス作業	益田赤十字病院事務部施設課 島根県益田市乙吉町イ103-1	令和4年4月12日	東芝インフラシステムズ(株) 電機サービスセンター中国支店 広島市中区鉄砲町7-18	1,430,000 円	製造メーカーのメンテナンス会社でないメンテナンスできないことから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
2	ナースコールサーバー設備更新工事	益田赤十字病院事務部施設課 島根県益田市乙吉町イ103-1	令和4年4月25日	日海通信工業(株) 島根県松江市古志原三丁目12番32号	4,840,000 円	当地区に施工できる製造メーカーの特約店が唯一なことから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
3	照明制御センター装置更新工事	益田赤十字病院事務部施設課 島根県益田市乙吉町イ103-1	令和4年4月26日	パナソニックLSエンジニアリング(株)中国・四国支店 広島市中区中町7-1	2,827,000 円	製造メーカーのメンテナンス会社でない施工できないことから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
4	入退室管理システムサーバー更新工事	益田赤十字病院事務部施設課 島根県益田市乙吉町イ103-1	令和4年4月26日	パナソニックLSエンジニアリング(株)中国・四国支店 広島市中区中町7-1	4,906,000 円	製造メーカーのメンテナンス会社でない施工できないことから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
5	1Fガレリア・Eブロック待合建具改修工事	益田赤十字病院事務部施設課 島根県益田市乙吉町イ103-1	令和4年5月11日	(有)斎藤ガラス店 島根県益田市あけぼの本町8-2	2,293,500 円	「予定価格が250万を超えない工事」に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1))	

6	雑用水加圧給水ポンプメンテナンス作業	益田赤十字病院事務部施設課 島根県益田市乙吉町イ103-1	令和4年5月24日	(有)マーク 島根県松江市玉湯町422-1	2,365,000	円	「予定価格が250万を超えない工事」に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1))
7	空調圧縮機交換作業	益田赤十字病院事務部施設課 島根県益田市乙吉町イ103-1	令和4年6月3日	三菱電機ビルソリューションズ(株)中国支社広島支店 広島県広島市中区大手町2丁目11番10号	2,288,000	円	製造メーカーのメンテナンス会社であり、現在、冷凍・空調設備点検保守契約していることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条4項)